

補助対象・補助対象外となる主なリフォーム工事（例）

	対象	リフォーム等の工事内容	備 考
1	○	屋根の葺き替え、塗装など	
2	○	外壁の張替え、塗装など	
3	○	壁や床の張替え、塗装など	
4	○	サッシの取替え、ガラスの取替え	
5	○	畳の表替え又は取替え	
6	○	襖、障子の張替え	
7	○	手摺りの設置	
8	○	台所の改修	器具のみの設置、取替えは対象外
9	○	浴室又は便所の改修 (要綱別表の条件を満たすもの)	
10	○	段差解消	
11	○	雨樋等の修理など	
12	○	門扉や手すり設置などの外構工事 ※ 既存の改修に限る	造園（池、植栽）などの修景工事は対象外 建築工事の対象額までが対象
13	×	浴室又は便所の改修 (要綱別表の条件を満たさないもの)	<u>ただし、上記9と同時に施工する場合対象 (単体では対象外)</u>
14	×	解体工事	<u>ただし、対象工事に伴う撤去などは対象</u>
15	×	耐震改修工事	長崎市安全・安心住まいづくり支援事業を 参照下さい。
16	×	新築、増築、改築工事	
17	×	下水道接続工事	敷地内配管工事などは対象
18	×	カーテンの取付け、取替え	
19	×	電化製品の購入、設置など	
20	×	電話、インターネット等の配線工事	
21	×	公共工事の施行に伴う補償工事	
22	×	器具の設置、交換	
23	×	太陽光発電設備設置	
24	×	店舗、事務所の改修	
25	×	ハウスクリーニングなど	
26	×	シロアリなどの駆除	
27	×	配管の詰り、清掃	
28	×	家具の購入、設置	建具工事は対象

- ※ 補助金交付決定の前に着手した工事は、対象外
- ※ 照明器具、アンテナ、冷暖房機等機器類の製品代は対象外